

第21回 農業委員会総会議事録

令和7年3月26日開会

中標津町農業委員会

令和7年3月26日、第21回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小沼	大
2番	西塚	知也
3番	纒坂	直俊
4番	福嶋	寿顕
5番	山下	幸枝
6番	助口	明
7番	遠藤	昭男
8番	船越	信雄
9番	二瓶	裕貴
10番	横田	千秋
11番	長谷川	孝二
12番	田中	洋希
13番	竹村	聡
14番	瀧本	和男
15番	後藤	宏幸
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- (イ) 議案第102号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第104号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第105号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第106号 令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ヘ) 議案第107号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 議案第108号 「令和7年度 最適化活動の目標の設定等」の承認について
- (チ) 議案第109号 地域農業経営基盤強化促進計画に基づく要請について
- (リ) 報告第21号 農政委員会開催報告について
- (ヌ) 報告第22号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局 長	杉 山 隆
庶務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 1 3 時 3 0 分)

- 議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第21回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
14番、瀧本 和男 委員。
15番、後藤田 宏幸 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 2月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。3月6日、中標津町役場にて、令和6年度北海道産業貢献賞表彰式が行われました。多年にわたり、北海道農業の発展に貢献され、その功績が特に顕著な者に対し、北海道知事が北海道産業貢献賞として表彰しており、このたび、本田会長が北海道産業貢献賞を受賞されております。中標津町農業委員を5期、会長を2期努め、農業後継者対策にも多大な尽力をなされ、北海道農業の発展に貢献され、その功績が特に顕著なことから、本田会長が北海道産業貢献賞を受賞されております。次に、3月18日、札幌市にて、北海道農業会議 第98回総会がおこなわれ、その後、令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長が行われました。それぞれ会長と事務局長が出席しております。また、翌日、3月19日には、北海道農業会議第11回常設審議委員会がおこなわれ、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第102号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 上程になりました議案102号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、余市郡余市町〇〇町〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積311,281㎡内77,000㎡、他1筆、計78,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和7年3月10日。6、解約の理由、合意解約。この案件につきましては、議案第105号(7)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主を変更して賃貸借するため、期間内解約するものです。3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積31,017㎡、他3筆、計90,566㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和6年8月1日から令和9年7月31日まで。5、合意解約成立の日、令和7年3月10日。6、解約の理由、合意解約。この案件につきましては、議案第105号(8)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主に所有権移転するため、期間内解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程4、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町東7条南1丁目1番地2、根室生産農業協同組合連合会、代表理事長、浦山 宏一。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積46,377㎡内14,823㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設

定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借権の設定。5、期間。令和7年6月1日から令和8年5月31日まで。6、価格。年15,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計726,079㎡、家畜、牛121頭。8、見取図については、6ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第103号(2)について説明致します。7ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇、〇〇歳。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地の〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,537㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計145,307㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。6、価格。年1,000,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、6人、農従者、4人、経営地、計1,358,034㎡、経営作目、芝生。9、見取図は、8ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第104号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。10ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
申請人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、
面積4,294㎡内313㎡、他2筆、計14,141㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、
黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和7年4月25日から令和8年4月
24日まで。5、採取量、砂利19,296㎡、黒墨12,750㎡、土33,662㎡。6、最大
切深。9.71m。7、見取図については、11ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。申請
地については、平成7年からの継続地であり、今回の申請面積は、14,141㎡
となっております。令和7年3月10日に第3地区推進班にて、申請書の資料にて
確認したところです。積雪のため、現地については雪解け後に再度確認する予定で
す。資源採取のための一時転用であり、採取計画が終了することにより一団の農地
として利用することが可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転
用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案第105号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(6)について、地区推進班
から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第105号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について」(1)から(6)について説明いたします。
13ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

借主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積482,353㎡内133,000㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計216,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。6、価格。年432,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,855,660.03㎡、家畜、牛780頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、19ページのとおりです。なお(2)から(6)につきましても、貸主が同一であり、見取り図につきましても19ページ、20ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。14ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積600,097㎡内52,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。6、価格。年104,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計565,429㎡、家畜、牛63頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積600,097㎡内143,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。6、価格。年286,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、11人、農従者、6人、経営地、計1,330,380㎡、家畜、牛365頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。16ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積192,274㎡内76,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。6、価格。年152,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計1,038,901㎡、家畜、牛205頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

17ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m²内 212,000 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 486,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 912,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,824,543.40 m²、家畜、牛 107 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。18 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m²内 46,000 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 183,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 366,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 2,861,161 m²、家畜、牛 842 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の 6 件につきましては、1 年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 福嶋委員。

福嶋委員 上程になりました議案第 105 号 (7) について、説明いたします。

21 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、余市郡余市町〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 311,281 m²内 77,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 7 年 4 月 1 日か

ら令和14年5月31日まで。6、価格。年289,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計1,330,380㎡、家畜、牛386頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、22ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に賃貸借するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第105号(8)から(10)について、説明いたします。
23ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,017㎡、他3筆、計90,566㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,473,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、5人、経営地、計1,525,338㎡、家畜、牛497頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、24ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農地所有適格法人に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。25ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,304㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計101,501㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,749,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,044,386㎡、家畜、牛153頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に所有権移転するもの

であり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

26 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積67,662㎡。利用目的、牧草畑、他1筆、計144,014㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,512,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金10,510,000円、自己資金、2,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,245,963㎡、家畜、牛187頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有農地の一部を近隣農家に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第105号(11)から(13)について、説明いたします。28ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町東7条南1丁目1番地2、根室生産農業協同組合連合会、代表理事
会長、浦山 宏一。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,674㎡内64,876㎡、
利用目的、牧草畑、他3筆、計80,232㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、
期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定す
るもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。
5、期間。令和7年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年82,000円。
7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、
経営地、計726,079㎡、家畜、牛121頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は、29ページのとおりです。

なお、(12)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一

括してご説明いたします。30ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 61,535 m²内 48,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年 50,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計 717,554 m²、家畜、牛 168 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、31ページのとおりです。この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

32ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 93,403 m²、利用目的、牧草畑、他3筆、計 191,889 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。6、価格。年 647,500 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計 1,502,694.82 m²、家畜、牛 485 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、33ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

(14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第105号(14)について、説明いたします。
34ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 38,948 m²内 35,000

m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和7年5月1日から令和17年4月30日まで。6、価格。年70,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計628,195m²、家畜、牛78頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。

この案件につきましては、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程7、報告第23号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 報告第23号「農政委員会開催報告について」説明いたします。83ページをお開きください。令和7年1月28日及び2月26日に役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和8年度農業施策と予算に関する要望、意見の検討について。

本年5月28日に開催予定の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行い、本農業委員会の要望・意見を求められたものであります。

協議結果。本農業委員会としては、昨今の農業経営の不安定化解消や農業委員会活動の推進に関する事項など、以下の10項目を要望・意見とする結論となったところであります。

1、地理情報共通管理システムの管理・運用に係る財源措置について。

地域計画(人・農地プラン)の法定化に伴い、農地台帳の管理(農地法第52条の2及び農地法第52条の3)はもとより、目標地図を含めた農地地図の適正な管理がより求められることから、最新の地番図又は最新の航空写真等のデータ更新は不可欠である。それらのデータ取得に係る経費等についての最大限の予算を確保すること。

- 2、国際交渉における基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について。
農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を継続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。
さらに、食料の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。また、海外への販路拡大等、市場拡大対策を充実させること。
- 3、農業生産基盤の強化について。
離農者の農業用施設等の撤去や農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。
- 4、北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について。
現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除について大幅に引き上げること。(離農後直ちに譲渡した場合と貸借を行った後に譲渡した場合との間に特別控除額の差を設ける等)
- 5、鳥獣被害対策の拡充・強化について。
鳥獣被害について、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。
- 6、農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について。
政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。
- 7、新規就農対策について。
新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。
- 8、農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について。
未だ終息されないウクライナ情勢及び、その他の地域で起こっている紛争の影響や円安基調等によって、燃油・肥料・飼料など価格の高騰、高止まりの状況が続いており、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図り、将来にわたり安心して営農ができるよう農業生産資材高騰対策を継続すること。
- 9、農業経営の安定対策について。
世界情勢や様々なかたちで起こり得る生産コストの上昇分については所得補償を要望する。
- 10、地売買等事業「即売りタイプ」に係る手数料の予算確保について
農業経営基盤強化促進法（以下「促進法」という。）の一部改正（令和5年4月1日施行）前は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）を経由せず農地の売買が可能であったが、促進法の改正により、原則、公社を経由しなければ農地の売買ができなくなり、公社事

業で農地売買等事業「即売りタイプ」が新設されました。「即売りタイプ」は、国の補助で賄えない経費（人件費、事務所管理費、共通管理費等）を手数料として農地の出し手・受け手から徴収する（出し手は、買入れ価格の2%、受け手は、売渡価格の1%）こととなっている。食料生産に欠かせない燃油や肥料、飼料など生産資材価格が高騰、高止まりする状況にあり、農業経営は危機的な状況にある中、更なる負担増は農業経営をさらに圧迫するものです。経営面積が広大な酪農においては手数料が高額となることから、売り渋りによる農地集積の停滞や地域計画の推進にも悪影響を及ぼすことも懸念されます。このことから、促進法の改正により、新設された農地売買等事業「即売りタイプ」に係る手数料は、国の責任において、出し手・受け手に負担させることのないよう全額国費負担を要望します。また、農地集積率が国の政策目標である8割を超える市町村は、促進法の改正趣旨である農地集積の目的を達成していることから、公社を経由しない農地の権利移動ができる制度の創設等柔軟な運用を要望します。2、令和7年度中標津町農業委員会総会開催日程について 本農業委員会の令和5年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、通年で午前10時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
日程8、報告第24号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
（挙手あり）後藤田委員長。

後藤田委員長 報告第24号「農地委員会開催報告について」説明いたします。議案の87ページをお開きください。令和7年2月26日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております

協議結果。本町における令和6年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円を取り引きされた事例はありません。最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除き、ha当り75万円から80万円未満で全体の29.1%、次に多く取引された事例は70万円から75万円未満が、23.2%となっております。平均単価は、63万5千円、対前年比では1千円減額となっております。近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきておりますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取

り巻く情勢は不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上、検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程9、議案第106号「令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第106号「令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。37ページをお開きください。令和7年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。1ha当り上限80万円。この案件につきましては、報告第24号にて後藤田農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程10、議案第107号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第107号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。39ページをお開きください。令和6年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。令和7年2月16日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程11、議案第108号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第108号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について」事務局よりご説明致します。41ページをお開きください。
農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地等の利用の最適化の促進に係る活動、いわゆる「最適化活動」を実施することとされております。令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長通知により、最適化活動の成果目標及び活動目標を3月末までに翌年度の目標を作成することとなったことから、令和7年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、最適化活動の目標の設定につきましては、承認後、北海道農業会議の確認を受けた上で農業委員会のホームページ掲載等に公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 12、議案第 109 号「地域農業経営基盤強化促進計画に基づく要請について」
を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 109 号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に基づく要請について」、ご説明致します。44 ページをお開きください。
中標津町の地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画、について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により中標津町長より意見を求められた地域計画案について、意見を求めるもあります。中標津町地域農業経営基盤強化促進計画は別冊のとおりで、これでよろしければ、縦覧公告の後、3 月 31 日の地域計画の策定ということで所掌事務を進める予定となっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これもちまして、第 21 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14 時 25 分)